

骨子案 入所・地域生活支援専門部会担当分野

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組みの方向性	Ⅲ数値目標
1 入所施設等から地域生活への移行の推進 障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホームの拡充を図るとともに、日中活動の場の充実も図ります。 強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人など、障害程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。 また、障害のある人の中には単身で生活をしたいというニーズがあるためグループホームのサテライト型住居の設置・活用など様々な支援に取り組みます。 袖ヶ浦福祉センターについては、県立施設として被虐待児童のシェルター機能や強度行動障害支援等拠点としての機能・役割を果たすとともに、支援のあり方を大規模集団ケアから少人数を対象としたきめ細かなケアに転換するため、利用者の地域への移行を進めます。	（１）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	（１） 【Ⅰ 現状・課題】 整備は進んでいるが、施設及び病院から地域移行する方の住まいの場として、整備を進めるとともにサービスの質の向上を図る必要がある。 【Ⅱ 取組みの方向性】 引き続きグループホームの整備や、サービスの質の向上を図るための研修等の各種取組みを進める。	（１） ① グループホーム等の定員 ^五 ② 施設入所者の地域生活への移行者数 ^{五・福} ③ 施設入所者数 ^五 ④ 年度毎の必要入所定員総数 ^福
	（２）日中活動の場の充実	（２） 【Ⅰ 現状・課題】 障害福祉サービス事業所等について、引き続き整備を促進する必要がある。障害者の高齢化や重度化・重複化に対応した地域生活を支援する機能を持ち備えた拠点整備の促進が必要である。 【Ⅱ 取組みの方向性】 障害福祉サービス事業所や地域生活支援拠点等整備を促進する。	（２）～（３） ⑤地域生活支援拠点等の整備 ^{五・福} ⑥地域活動支援センター所在市町村 ^五 ⑦日常生活自立支援事業利用者数 ^五 ※⑦について、他の目標も検討する。
	（３）地域生活を推進するための在宅サービスの充実	（３） 【Ⅰ 現状・課題】 重度の障害のある人への支援や自立した生活の援助などが必要である。 【Ⅱ 取組みの方向性】 ホームヘルパー等の質の向上と、サービスの円滑な利用を図る。	（４） ⑧強度行動障害のある人を支援している施設等の数 ^五 ⑨強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業受講者数（累計） ^五 ⑩重症心身障害児者対応可能な通所施設設置個所数 ^五
	（４）重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	（４） 【Ⅰ 現状・課題】 強度行動障害のある方の支援を担う人材を育成する必要がある。 【Ⅱ 取組みの方向性】 強度行動障害のある方の支援に関する研修を行う。	（５） ⑪指定障害者支援施設の必要定員総数 ^五 ⑫地域生活支援拠点等の整備（再掲） ^五
	（５）入所施設の有する人的資源や機能の活用	（５） 【Ⅰ 現状・課題】 地域での支援が困難な方に対して、入所施設の果たす役割は引き続き重要である。 【Ⅱ 取組みの方向性】 地域生活のバックアップのため人的資源や機能を活用する。	

	(6) 県立施設のあり方	(6) 【Ⅰ 現状・課題】 袖ヶ浦福祉センターは大規模ケアから少規模ケアへ転換する必要がある。また、千葉リハビリテーションセンターは、老朽化が進んでいる施設の整備のあり方を検討する必要がある。 【Ⅱ 取組みの方向性】 袖ヶ浦福祉センター更生園利用者の地域移行を進める。また、千葉リハビリテーションセンターは、個別施設計画を踏まえ、施設の整備基本計画等に取り組む。	(6) ⑬千葉県袖ヶ浦福祉センターの必要入所定員 総数 ⑤
--	---------------------	--	---

※

総

千葉県総合計画（案）

福

障害福祉計画基本指針（地域生活支援事業含）

基

障害者基本計画（案）

五

第五次千葉県障害者計画